

## 財団法人庭野平和財団平成 21 年度後期助成金による

### 難民・移住労働者問題キリスト教連絡会の活動状況報告 (H21・11・1～H22・10・31)

難民・移住労働者問題キリスト教連絡会 事務局長 佐藤直子

#### 1、はじめに

平成 22 年度（平成 22 年 1 月～12 月）の難民・移住労働者問題キリスト教連絡会（以下難キ連）の活動は、平成 21 年度後期、貴財団法人庭野平和財団様の助成金により、これまでの活動の充実に加え、平成 18 年度後期貴財団助成金により始めた難民日本語講座では、難民講座生の日本語能力検定受験という大きな節目を迎えるなど、さらなる成果を得ました事を心から感謝申し上げます。

難キ連の、難民を含む外国籍住民の問題に取り組み支援する活動は全て献金により支えられていますが、平成 16 年以来、活動（資金）の 4 分の 1 は、貴財団からの助成金によりお支え頂いた、と申し上げても過言ではありません。平成 21 年度活動状況を順次報告申し上げるに際し、貴財団からの助成金が難キ連活動に大きな原動力を与え、今期もさらに前進させてくださった事にあらためて深く感謝申し上げます、申請書実施スケジュール概要に沿って報告させていただきます。

#### 2、入管センター被收容者面会支援活動

平成 19 年の入管被收容者面会支援活動全国ワークショップ開催以来、円滑なネットワーク機能は関西、九州との支援者間の連帯連携を確かなものとし、この数年、年を重ねる毎に様々な問題と情報の共有を行い、入管センター被收容者面会支援、仮放免難民申請者の支援においては、面会支援が単に対症療法に終わることなく、さらに深く問題の根治治療を探るべく各地の情報をより詳細に精査、把握できる体制が整ってきております。しかし、被收容者は首都圏に集中しており、特に平成 22 年 2 月の東日本入管センター内での被收容者の自殺を皮切りに、3 月には西日本入管センターで、ハンガーストライキ、東日本入管センターから強制送還途中のガーナ人死亡事件、5 月には東日本入管センター内でのハンガーストライキ…と入管内での事件は枚挙に暇がなく、弊団体はケースを持たない団体ですが、主に難民申請者に対してのメンタルケアを目的とした地道な面会支援活動を展開、一方、大学生、院生、教会の要望に応え、入管被收容者面会に同行、全件收容主義による外国人の收容問題への意識喚起、ひいては日本の難民受け入れ移民受け入れのあり方を考える多民族多文化共生社会への関心の拡大という啓発活動に力を注ぐ一方、不必要な收容を回避するための入管への働きかけも同時に行って参りました。平成 22 年度入管被收容者面会支援には延べ 100 名以上の学生、院生、教会員の方々に面会支援事前レクチャーを行い同行しました。法務省入国管理局には多くのいわゆる不法滞在の外国人が收容されています。その数は年々減少しているもの（表 1, 2 参照）難民申請者が收容者の 30%を占めておりまた、複数回の收容、日本人配偶者、家族がいても容赦のない收容が続いています。なお、被收容者が外部との接触

が可能となるのは、面会および、内部から発信する電話のみとなっており、弊団体では被收容者面会の際には各被收容者にテレホンカード (KDDI しか使用できない) や全てに応じることは出来ませんが希望の消耗品を差し入れしております。

<表 1> 2009 年 11 月 5 日現在

官 署 名	收容状況		合 計	国籍別被收容で もっとも多い国
	男性	女性		
東日本入管センター	375	89	464	中国
東京入管局	441	218	659	中国
成田空港支局	52	23	75	中国
横浜支局	60	18	72	フィリピン
首都圏合計	928	348	1276	全国の 74%
全国合計	1251	491	1742	

<表 2> 2010 年 10 月 25 日現在

官 署 名	收容状況		合 計	国籍別被收容で もっとも多い国
	男性	女性		
東日本入管センター	263	39	302	中国
東京入管局	357	174	531	中国
成田空港支局	21	15	36	中国
横浜支局	74	28	102	中国
首都圏合計	715	256	971	全国の 78%
全国合計	908	343	1251	

(上記表 1 表 2 は稲見哲男衆議院議員を介しての資料要求に対する回答による)



←東日本入管センター



平成 22 年 10 月、3 度目の收容中だったアフリカ難民女性 A の仮放免支援をいたしました。收容を解かれるには、仮放免許可申請が必要で、①保証人②保証金 (0~300 万円) ③住居の準備が必要です。女性は 9 月に入管内での暴力事件に巻き込まれたことから、精神的に危うい状況になっており、長期的なシェルター準備ができないまま仮放免が許可されました。難キ連はケースを持たない、支援機能の連帯を図る連絡会ですが、日本語講座の生徒だったことと收容面会を通して徐々に判明してきた難民にいたるまでの状況、また、当事

者は 2006 年 12 月に成田で難民申請したものの却下され収容、その後わずか 4 年の間に 3 度の収容と仮放免の繰り返しということで支援体制を構築する時間も与えられないままに晩秋の日本社会に放り出された経緯を鑑み、宣教師とともに A 支援をスタートさせました。

### 3、第 2 回難民の話を聴く会の開催

難民、外国人労働者の国内における現状と出身国情報を学ぶため、また、難民一人ひとりの声に耳を傾け話し手、聴き手がいったいとなる「難民の話を聴く会」は非常に充実した内容を提供しており、平成 22 年 7 月 25 日日曜日午後、キリスト教会館において第 2 回難民の話を聴く会を開催いたしました。猛暑の中、50 名以上の参加者があり、難民一人ひとりの話に耳を傾けると共に、休憩時には交流のひと時を楽しみました。

難民当事者の言葉で語られる現状は支援者が伝えるよりは、はるかにインパクトがあり、第 3 回の開催も望まれています。



↑カチニーズメンバーによるインタビュー ↑ ビルマ難民の話に真剣に耳を傾ける

### 4、難民日本語講座

報告書冒頭でも述べましたように、貴財団助成金により始めた難民日本語講座は平成 22 年 4 月に 3 年目を迎え、現在登録者数 30 名、その中には送還された、また収容を余儀なくされた難民申請者もありましたが、およそ半数近くが毎回出席し、その中の 8 名が 22 年 12 月の日本語能力検定受験いたしました。また、22 年 2 月から、午前中は、早稲田大学学生ボランティアグループ「カチニーズ」による日本語指導が日本バプテスト同盟平和教会で礼拝を守るビルマカチン族難民、難民申請者向けに行われるようになり、午後はベテランの難キ連ボランティア講師による指導でビルマ、イラン、アフリカ、トルコ、フィリピン、様々な国からの難民、難民申請者に向けて同じ教材を使用しながら学習するようになりました。



← 日本語講師



← 授業風景

「すべての在日難民申請者が言語による不利益を被る事の無い様、行政や裁判用語、入管用語をも盛り込み、読解力表現力を養うべく個々の能力に沿った難キ連独自の教授法による難民日本語講座を継続開講する」との願いは、貴財団からの貴重なご支援により難キ連難民日本語講座に活かされ継続されています。別紙、日本語講座の案内にもありますが、最寄り駅から、弊社事務局のある早稲田までの往復交通費の支給、NPO法人セカンドハーベストとの協力によって行われる食料品無料提供はこの3年間途切れることなく続いております。なお、日本語能力検定試験の受験料一切の費用も弊社団体が負担することが出来ました。また、難民申請者の中には、今回N1合格者もあり、指導者となるべく人材も育っています。資金的な不安はありますが、彼らが日本社会において居心地良く暮らせる様、個々の日本語能力向上を願いつつ運営する所存です。



↑日本語による発表に耳を傾ける。



↑四季の歌を練習



↑無料提供の食料袋

## 5、非正規滞在移住労働者、及び家族の正規滞在化支援

長期間の滞日就労により、日本社会に溶け込みながら家族分離収容という悲惨な状況にある外国人労働者A一家の正規滞在化を図り、日本語しか話せない日本生れの子供達の人権を守るために、一日も早い一家全員の正規滞在化を望み、地道に支援を続けてまいりました。平成18年父親のみの東日本入管センター収容時、カトリック高崎教会との協働で、父親の入管面会支援と留守家族一家の支援が始まりました。支援開始当時中学生になったばかりの長女は現在、高校生となり、明朗勤勉であり、日本社会を将来支える人材が確実に育っています。平成20年初めのカルデロン一家に対する世論の嵐が吹き荒れた時期に父親が失職、また平成21年7月には父親は2度目の収容と一家の前途は絶望視されましたが、教会、難キ連、弁護士が三位一体となって家族を支え、平成22年8月、ついに入管から一家の定住へ向けての資料提出が示唆され、同年12月24日、待ちに待った特別在留許可、定住資格が一家全員に与えられました。現在、父親、母親共に、各職場で即戦力となって働いています。特に母親は介護職に就き、資格取得も視野に入れ、職場ではみなさんに愛され努力を続けています。



← 一家全員への在留資格を手に喜ぶAさん一家と筆者

## 6、韓国 NGO との情報交換—日韓意見交換会開催

平成 17 年、平成 18 年の弊団体韓国 NGO 訪問で、外国人労働者受け入れが政策により人道的に進められている支援状況を見学以来、日韓の情報交換を強く望んでまいりましたが、日本より一足早く難民の保護に関する法案を国会に提出したソウル弁護士会人権担当のキム弁護士を招聘、世界難民の日にちなみ平成 22 年 6 月 21 日「難民保護に関する日韓意見交換会」を JELA ホールにおいて開催いたしました。リアルタイムで双方がお互いに情報発信、交換できるよう韓国 NGO との連帯強化は、今後の多民族多文化共生社会の構築のためにも有意義なことであり、キム弁護士による、難民保護に関する韓国の状況、および、日本からは無国籍状態の難民女性について弊団体運営委員大津恵子さんより発表いただき、活発な質疑応答が行われました。なお、この日韓意見交換会は、大阪難民支援グループが招聘したキム弁護士に上京していただき実現。東西の連携が功を奏したものです。



←日韓意見交換会→



また、平成 22 年 10 月 4 日から 7 日に韓国済州島で開催された日韓 URM 会議（都市農村宣教会議）では、韓国、日本双方から様々な外国人支援活動および弱者救済活動が報告され、2 年に一回開催される日韓 URM 会議は、今回も非常に有意義な意見、情報交換の場となりました。平成 17 年の会議において弊団体が日本の外国人収容の現実を発表しております。6 月の難民保護に関する日韓意見交換会に続き、10 月の日韓 URM 会議は難民保護、外国人支援が日本人の弱者救済の道にもつながること、弱者が住みやすいということは誰にとっても居心地のよい住みやすい社会を作るということを学ぶ貴重な機会であり、今後の情報交換および支援機能の連帯が望まれます。



↑ 済州島聖公会教会、



↑ 日韓 URM 会議にて



↑ 難キ連 輿石代表

## 7、チャリティコンサートの開催、横浜国際フェスタ参加

第 6 回難キ連チャリティコンサートは平成 22 年、フェリス女学院大学創立 140 周年記念多文化事業の一環として同大学ボランティアセンターより共催のお申し出を頂き、2010 年

4月10日土曜日フェリス女学院大学緑園キャンパスチャペルにおいて開催いたしました。

アルパ奏者として著名なロシア塩満さんのご好意により毎年続けており、演奏の合間には難民の証言を入れております。今回は難民の証言者として同大学卒業生が難民申請者の夫君とパワーポイントを駆使し難民に至った経緯と出身国、二人の現状を話し、来場者に感銘を与えました。日本人配偶者とはぐくんでいる温かい家庭を、今なお、入管が認めない現状は理解しがたく、弊団体の今後の課題として引き続き、日本人配偶者のいる難民申請者の正規滞在化を求め働きかけていく所存です。なお、難キ連ではファミリアコンサートも開催 <http://members3.jcom.home.ne.jp/nankirensato/>、音楽を楽しんでいただきながら難民の証言を伝えると共に、難民によるミニバザールの開催なども行っております。



←アルパトリオの演奏



←スタッフ一同

外登法の抜本的改正を求める神奈川キリスト者連絡会（略称：神奈川外キ連）のお誘いにより、2010年10月16日、17日の両日開催された横浜国際フェスタに参加いたしました。ビルマ、カチン族日本語講座生が作る袋物も店頭に並べ、また、5、で述べました非正規滞在移住労働者家族支援で協働させていただいたカトリック高崎教会の丸山節子様より寄贈の無添加手作りジャムを販売、難民の参加者はスタッフともども来場者との交流を楽しみながら、売り上げは生活費へのカンパとなりました。



← 多くの子供たちの訪問を受けインタビューに応じた

## 8、まとめ ～ 心からの感謝を持って ～

平成21年度11月から平成22年10月までの活動を振り返り、貴財団の助成金により、弊団体の難民支援、移住労働者支援および入管センター内の被収容者面会支援が大きく支えられ、全国ネットワークの基盤になるべく東西の連帯、連携がますます深まりつつあることに心から感謝申し上げますと共に、貴財団のますますのご発展をお祈り申し上げます。